

## ☆ ステンレス鋼のフラットロール製品（銅を圧着したもの）第 7220.90 号

### ✚ 貨物概要

銅板を圧着（クラッド）したステンレス鋼のフラットロール製品

圧延したステンレス鋼製板（炭素含有量 1.2%以下、クロム含有量 10.5%以上）に銅板をクラッド処理したもの

厚さ 0.4 mm（ステンレス板 0.3 mm、銅板 0.1 mm）、幅 600 mm未満のロール状

雨どいの主材料として使用する。

### ✚ 分類

関税率表第 7220.90 号（統計番号 7220.90-000）のその他のステンレス鋼のフラットロール製品（幅が 600 mm未満のもの）

### ✚ 分類理由

本品は、幅が 600 mm未満のステンレス鋼のフラットロール製品で、銅板をクラッドしたものであることから、関税率表第 15 部注 7、同表第 72 類注 1 (e)、(k) 及び、注 2、同表解説第 72 類総説(IV)(C)(2)(e)、同表第 72.20 項並びに関税率表解説第 72.20 項の規定により、上記のとおり分類されます。



### 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全 部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい ては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずるこ とがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望さ れる場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）